平成２４年（フ）第８５９号
埼玉県秩父市大野原1455番地
破産者　株式会社カトウ
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２９号
千葉県茂原市東郷1324番地２　リファインドヴィラⅠ201号
破産者　田嶋　洋子
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第７７８号
名古屋市緑区大高町字上塩田26―１
破産者　ザ・アミーゴス株式会社
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８１０号
名古屋市中区丸の内２丁目19番32号
破産者　平野芳株式会社
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第3号
三重県松阪市松ケ島町１番地９
破産者　有限会社ドリームキャンディ
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第5号
三重県津市高茶屋小森町1715番地52
破産者　井戸　祥人
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１６９５号
大阪府枚方市北中振４丁目10番３号
破産者　株式会社ティー・アンド・ティー
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６４５号
大阪府東大阪市西堤西３番24号
破産者　有限会社オブジェ
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２７０号
大阪府東大阪市松原１丁目４番25号
破産者　有限会社秀和
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８９号
岡山県玉野市田井１丁目10番15号
破産者　津國　昭夫
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６号
北九州市小倉南区大字堀越65番地
破産者　坪根　泰子
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１５０号
新潟市中央区東湊町通三ノ町2570番地
破産者　北洋繊維株式会社
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５１号
愛知県一宮市せいい１丁目５番８号
破産者　株式会社有建設
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３７４号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘６丁目41番地１
破産者　友和設備工業株式会社
1　決定年月日　平成25年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第２０１号
鹿児島県霧島市隼人町真孝998番地、住民票上の住所鹿児島県霧島市国分重久2153番地９
破産者　水谷　光夫
1　破産債権の届出期間　平成25年12月５日まで
2　一般調査期日　平成26年１月21日午後１時10分
平成25年11月14日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４７２号
大阪府貝塚市堀１丁目９番８―602号
破産者　大迫　光子
1　破産債権の届出期間　平成25年12月13日まで
2　一般調査期日　平成26年１月21日午後２時
平成25年11月13日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第７９０号
さいたま市見沼区大字東新井366番地２
ヴァルトA201
破産者　廣田　清美
1　破産債権の届出期間　平成25年12月16日まで
2　一般調査期日　平成26年１月20日午前11時30分
平成25年11月14日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８０号
大阪市東淀川区東中島１丁目14番１―309号、前住所大阪府吹田市江坂町３丁目62番１―407号
破産者　徳山　直清
1　破産債権の届出期間　平成25年12月16日まで
2　一般調査期日　平成26年１月20日午後３時
平成25年11月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４１４号
大阪市東成区中本５丁目12番26―1101号
破産者　阿部　正孝
1　破産債権の届出期間　平成25年12月16日まで
2　一般調査期日　平成26年１月23日午後３時30分
平成25年11月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７７６号
大阪市東淀川区北江口２丁目２番６―603号
破産者　佐々木美智子
1　破産債権の届出期間　平成25年12月16日まで
2　一般調査期日　平成26年２月６日午後３時
平成25年11月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６６８号
広島県安芸郡熊野町城之堀９丁目25番７号
破産者　吉峰　寿也
1　破産債権の届出期間　平成25年12月16日まで
2　一般調査期日　平成26年２月10日午後２時30分
平成25年11月14日
広島地方裁判所民事第４部